

議案第36号

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、富士見市国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。